【新制度】

在園する園が子ども子育て新制度に移行している



居住する市が定めた、所得に応じた利用者負担額 を園に納付します。(教材やバス代等の経費は園ご とに別途徴収です。)





Q1.利用者負担額はどのように決まるの?



A1. 以下の2つの条件をもとに決定します。

- ① 保護者の世帯がその年度に課税された市民税額。
- ② 申請世帯の中で小学校3年生以下のお子さんのうち、第何子目にあたるか。



Q2. 補助金制度は対象外となるのですか?



A2. あらかじめ所得に応じて利用負担額が決まっているため、補助金制度は対象外です。

在園する園が子ども子育て新制度に移行していない



幼稚園が定めた授業料等を一旦納付した後、所得に応じた補助金が交付されます。(園ごとに実費徴収する教材やバス代等の経費は補助対象外です。)



Q1.補助金の額はどのようにして決まるの?



- A1.以下の2つの条件をもとに決定します。
- ① 保護者の世帯がその年度に課税された市民税額。
- ② 申請世帯の中で小学校3年生以下のお子さんのうち、第何子目にあたるか。



Q2. 補助金はどのようにして申請するの?



A2.毎年5月ごろに、幼稚園を通じて補助金のご案内と申請書様式を配布します。保護者の方は必要事項を記入・押印の上幼稚園に書類を提出してください。(添付書類が必要な場合もありますのでご確認ください。)

